

平成31年 第5回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成31年 第5回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成31年4月24日(水) 午後1時30分 閉 会 平成31年4月24日(水) 午後2時11分							
場 所	共和町役場 3階 委員会室							
出席及び  欠席委員	議席 番号	氏 名		出欠 の別	議席 番号	氏 名		出欠 の別
	1	菊池利昌		出席	11	上川洋一		出席
	2	高野孝志		出席	12	北井清春		出席
	3	森孝之		出席	13	石田吉光		欠席
	4	高橋正志		出席	14	中谷秀雄		出席
	5	澤田邦子		出席	15	小野公志		出席
	6	渡義則		出席	16	岡田政則		出席
	7	森英雄		出席	17	児玉和幸		出席
	8	新井裕之		出席	18	川上芳浩		出席
	9	藤田秀樹		出席	19	浦口義之		出席
10	熊原正雄		出席	20	今村俊一		出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名			出欠 の別	氏 名			出欠 の別
	事務局長	石井広之		出席	農地係	佐藤圭介		出席
	農地係長	青山晃司		出席				
議 事 録 署名委員	1 番 菊池利昌 委員			11 番 上川洋一 委員				
日 程	議事日程						審議結果	
第 1	議事録署名委員の指名について						議長指名済	
第 2	報告第1号 農業委員会事務局職員の任免について						報告承認	
第 3	報告第2号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について						全件報告承認	
第 4	報告第3号 農地あっせんについて						全件報告承認	
第 5	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について						確認済	
第 6	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について						許可相当	
第 7	議案第3号 現況証明願について						全件証明可	
第 8	議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について						全件原案可決	

(午後 1 時 30 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 31 年第 5 回共和町農業委員会総会を開催致します。

13 番 石田委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、20 名中 19 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、1 番 菊池委員、11 番 上川委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農業委員会事務局職員の任免について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農業委員会事務局職員の任免について、事務局より報告願います。

○事務局長

(報告第 1 号を朗読)

事務局職員の任免については、総会の報告案件となっております。4 月 1 日付で、町職員の人事異動がありました。平成 26 年 4 月から 5 年間で、農地係長としてご尽力いただいた堤係長が企画振興課へ異動となり、議会事務局の青山係長が後任の農地係長として任命されましたので、ご報告致します。

○議長

以上で、農業委員会事務局職員の任免についての報告を終わります。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

次に、日程第 3 報告第 2 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。

○農地係長

今月の報告は 2 件です。

(報告第 2 号を朗読)

報告者については全件、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全ての要件を満たしていると考えます。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告についての報告を終わります。

◎日程第 4 報告第 3 号 農地あっせんについて

○議長

次に、日程第 4 報告第 3 号 農地あっせんについて、事務局より報告願います。

○農地係長

今回のあっせんは 2 件です。

(報告第3号を朗読)

○議長 報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で、農地あっせんについての報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について

○議長 次に、日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長 今回の通知は1件です。

(議案第1号、議案書を朗読)

補足ですが、こちらの案件につきましては、この後の議案第2号で農地法第3条による売買へと移行しております。通知の内容については、農地法第18条の規定に基づき、引渡期限前6ヶ月以内に合意解約されておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

合意解約の成立について異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、合意解約が成立していることを確認いたしました。

◎日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長 今回の申請は1件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

申請内容については、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件の全ての要件を満たすため、許可相当と考えます。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第7 議案第3号 現況証明願について

○議長 次に、日程第7 議案第3号 現況証明願についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長 今回の願出は2件です。

(議案第3号、議案書を朗読)

1番の申請地は、国道229号線と国道276号線、いわゆる岩内共和道路との交差点から東へ約200m、町道上梨野舞納線から南西へ約100m先に位置し、図では真ん中から下に申請地がございます。昭和41年に申請人の父が交換により取得、平成24年に相続によって、現在の願出人が所有しております。申請地は、都市計画区域内に位置し、用途地域に指定されていない白地の土地であります。また、農業振興地域区分は農用地区域外でございまして、多面的支払交付金の対象地には該当しておりません。申請地を含む土地の状況ですが、平坦で西側と南側の一部は水田、東側は切り立った崖にそれぞれ接しており、奥行きは広いものの、横幅がほとんど無い長方形の地形となっております。申請地はその一部に位置し、地図上ではほぼ正方形となっております。現地調査は、先週の15日の月曜日に菊池委員、高橋委員、北井委員の3名で行ってございます。調査の結果、非農地化から長期間が経過し、土地の状況からは、農地の利用を確保する重要度は極めて低いと見込まれるため、願出は妥当と考えます。なお、地目変更後も利用の予定はないと伺ってございます。2番の申請地は、ワイス温泉から西へ約500m、国道5号線と道道老古美小沢停車場線、いわゆる基線との交差点から約1km老古美方向へ走行した場所に位置しており、図では真ん中から左上に申請地がございます。昭和39年に相続によって現在の願出人が所有しております。なお、農業振興地域区分は農用地区域外でございまして、多面的支払交付金の対象地には該当しておりません。申請地の状況ですが、図の等高線でも示しているとおおり、平坦なところがなく、西側から東側にかけて低くなる急傾斜に加えて、樹木が生い茂り、山林・原野化している状況でございまして。現地調査は、先週の15日の月曜日に新井委員、澤田邦子委員、渡委員の3名で行ってございます。申請地は、道道から約100m奥まった場所であることに加え、山道が険しいことから、道路から数m入った場所で調査を行っております。調査の結果、非農地化から相当年数が経過し、農地の利用を確保する重要度は極めて低く、願出は妥当と考えます。なお、地目変更後は山林として売買する予定と伺っております。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

願出のとおり、証明を与えることに異議はありますか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

◎日程第 8 議案第 4 号 農用地利用集積計画の作成の要請について

- 議長 次に、日程第 8 議案第 4 号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。  
事務局より議案の説明を願います。
- 農地係長 今回は、売買が 2 件、貸借が 19 件になります。  
(議案第 4 号、議案書を朗読)  
計画要請の内容は全件、基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。
- 議長 利用権設定各筆明細の 1 番は、渡委員に関する件でございます。  
農業委員会等に関する法律第 31 条及び共和町農業委員会会議規則第 10 条の規定により退席をお願い致します。  
(渡委員 退席)
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の 1 番についてのみ、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。  
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。  
渡委員は着席願います。  
(渡委員 入室)
- 議長 渡委員の案件については、原案のとおり可決致しました。  
(渡委員 着席)
- 議長 次に、利用権設定各筆明細の 2 番は、岡田委員の同居の親族に関する件でございます。  
農業委員会等に関する法律第 31 条及び共和町農業委員会会議規則第 10 条の規定により退席をお願い致します。  
(岡田委員 退席)
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の 2 番についてのみ、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。  
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。  
岡田委員は着席願います。  
(岡田委員 入室)
- 議長 岡田委員の案件については、原案のとおり可決致しました。

- (岡田委員 着席)
- 議長 次に、利用権設定各筆明細の5番は、森孝之委員に関する件でございます。
- 農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。
- (森孝之委員 退席)
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の5番についてのみ、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。
- 原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
- 森孝之委員は着席願います。
- (森孝之委員 入室)
- 議長 森孝之委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
- (森孝之委員 着席)
- 議長 次に、利用権設定各筆明細の6番は、高橋委員に関する件でございます。
- 農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。
- (高橋委員 退席)
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の6番についてのみ、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。
- 原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
- 高橋委員は着席願います。
- (高橋委員 入室)
- 議長 高橋委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
- (高橋委員 着席)
- 議長 次に、利用権設定各筆明細の11番は、新井委員に関する件でございます。
- 農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。
- (新井委員 退席)
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の11番についてのみ、ご質疑を受け

ます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

新井委員は着席願います。

(新井委員 入室)

○議長

新井委員の案件については、原案のとおり可決致しました。

(新井委員 着席)

○議長

それでは、利用権設定各筆明細の1番、2番、5番、6番、11番を除く全件について、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

#### ◎閉会宣言

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。

これにて、平成31年第5回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 1 1 分 閉会)



農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、  
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成31年 4 月 2 4 日

議長(農業委員会会長)           今 村 俊 一           印

議事録署名委員 1 番           菊 池 利 昌           印

議事録署名委員 1 1 番           上 川 洋 一           印